

アスベスト被害者補償基金制度の創設と 全面解決を国に働きかける意見書提出を求める陳情

【要 旨】

建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施、今後拡大するアスベスト被害を根絶する対策とアスベスト被害者補償基金制度創設に向けて国に意見書を提出してください。

【理 由】

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修工事、解体工事に伴いアスベストの飛散が起これ、労働者や住民に広がっている現在進行中の公害となっています。

建設現場でアスベスト（石綿）を吸い込み、肺がんや中皮腫などを発症した元労働者と遺族が、国と建材メーカーに損害賠償などを求めた訴訟は2020年12月14日に最高裁第1小法廷が国の上告を棄却したことにより、アスベスト被害を防ぐ対策を怠った国の責任を認める判決が確定しました。原告は、昨年12月23日に田村厚生労働大臣と面談し、厚生労働大臣は、謝罪とともに今後適切な対応を約束しましたが、裁判をしなくても被害者と遺族を補償する国と建材メーカーが拠出する被害者補償基金の創設については言及しませんでした。

石綿による疾患のうち、呼吸機能が低下する石綿肺については、1950年代、肺がんや中皮腫などは1970年代に石綿との因果関係があるとの医学的見解は確立され、国はその頃に石綿の危険性を認識していました。建設現場では防塵マスクの着用や警告表示が必要だったにもかかわらず、防塵マスクを企業に義務付けず、そのためにアスベスト建材を切断した粉塵が舞うなかでマスクをつけずに作業することが全国の建設現場で起こりました。日本で使用が禁止されたのは2005年のクボタショック以降の2006年であまりにも遅く、その間にも被害者は増えました。規制権限を行使しなかった国の姿勢は重大です。

今年で13年目となる建設アスベスト訴訟は、全国の地裁・高裁で国の責任を15件連続で認めましたが、この間、判決を聞くことなく亡くなった方々は678人にもものぼります。「命あるうちに解決を」「裁判によらずに賠償を」という被害者や遺族の願いは切実です。国と建材メーカーなどが拠出する資金で迅速な救済をはかる「アスベスト被害者補償基金制度」の創設が今、どうしても必要です。この基金は現在の被害者を救うだけではありません。既存の建築物にはまだ多くのアスベストが残っており、解体や改修工事などで作業員や住民がアスベストを曝露する可能性があります。国が率先して専門医の充実と医療技術の進歩をはかるとともに、アスベスト被害者補償基金制度の創設を含めた全面解決に向けた態度を示し、アスベスト対策に早急にとりくむことを強く要望します。

令和3年 2月 3日



東京都羽村市小作台5-21-6
東京土建一般労働組合西多摩支部
執行委員長 宮崎 透
電話

東京都あきる野市議会議長 天野 正昭 殿